



## 長浜赤十字病院の存続を願う請願

### 請願の趣旨

長浜市の病院再編に伴い、市の方向性として「指定管理者制度」の導入を示されたことは長浜赤十字病院の存続に必要不可欠であります。案として検討されていた「独立行政法人方式」は日本赤十字社を排除するものであり、長浜赤十字病院は撤退をしなければならぬ選択肢でした。実際、長浜赤十字病院のホームページに2023年9月6日付けで「病院再編は必要であり、赤十字病院が市立病院と共に存続し続けるためには指定管理者方式を選択せざるを得ません」とコメントされており、日本赤十字社法により設立された認可法人であるため地方公共団体が設立する地方独立行政法人に参加できないと表明されています。まずは「指定管理者制度」導入の方針を決定いただき感謝を申し上げます。

長浜赤十字病院は昭和7年4月に医療体制が整っていない戦前の地域状況を打破すべく、安定した地域医療の実現を願う先人の努力により「日本赤十字社滋賀支部病院長浜診療所」として開所されました。以来、住民福祉の向上と「人道・博愛」の赤十字精神にのっとり、やさしさのある全人的医療の提供を理念として掲げ、安心・安全な地域医療を支え、湖北地域に貢献されてきました。

また、高度急性期医療を担う救急・救命としての機能はもちろん、近年多発する大規模災害、複合災害のための災害拠点病院機能や滋賀県基幹原子力災害拠点病院機能をはじめとする災害医療の拠点としても心強い存在です。今年の元旦に発生した能登半島地震へも「DMAT 災害派遣医療チーム」を派遣され、その機動性も信頼されています。

これまで議会においては「指定管理者制度」導入については厳しい意見が出ています。しかし、医師の派遣先である京都大学医学部、滋賀医科大学や滋賀県において「大きな駆動力になるものとして尊重します」、「県内医療を支えるべき県としてその判断を尊重したい」旨をコメントで表明しておられます。長浜市の財政状況やこれまでの病院事業運営を鑑みると、患者数が減少していく状況の中ではこれまで以上に効率的で実効性がある経営が必要であり、長浜市の「指定管理者制度」導入方針の決定が誤った判断であれば医師の派遣先や国、県からの指導・助言があるはずで

す。今後、これまで地域医療を担ってこられた長浜赤十字病院の存続のために長浜市と議会がしっかりと議論され、市民にとってより良い地域医療体制の構築がなされることを切に願います。

### 請願事項

長浜市と議会が市民に対して安定した地域医療を提供する体制を整えるために議論され、長浜赤十字病院を存続させるために「指定管理者制度」導入を前向きに進めることを請願します。